

市長退任のごあいさつ

平成17年に米原市が誕生し、初代市長に選任いただき、通算4期、15年7か月、民意を大切に、「市民を主体とした地方自治」を信念として、政策実現に邁進してまいりました。

この間、子ども・女性・若者・高齢者に優しいまちづくり、地域では、安心・安全なまちづくり、共に支え合う共生の社会づくりなど、米原新時代の基盤づくりの実現に向け、決断と政策力を持って全身全霊で取り組んでまいりました。

市民の皆さまの深い御理解と温かい御支援により、各種事業を着実に進めることができたと思っております。心から厚くお礼申し上げます。

最後に、米原市の更なる発展と皆さまの御多幸を祈念いたしまして、退任の御挨拶とさせていただきます。

令和6年10月13日

米原市長 ひら お みち 平尾 道雄

教育長退任のごあいさつ

10月13日付で、米原市教育長の職を退任いたしました。

在任中は、子どもたちの自己肯定感と自己有用感を高め、学びを人生や社会に生かそうとする夢や志を持たせる教育、ふるさと米原に誇りと愛着を持ち、未来の米原を切り拓く人づくりを推進してまいりました。

これからは、一市民として皆さまとともに米原市の教育のために支援をしてみたいと考えていますので、変わらぬ御厚情を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年10月13日

米原市教育長 ま おち ひとし 馬淵 均

家屋や森林、農地などに関して必要な届け出を行ってください

家屋の異動を行ったときは年内に届け出を

☎市 税務課 ☎53-5115 FAX 53-5118

家屋(住宅、物置、車庫など)には、毎年1月1日を基準として固定資産税が課税されます。取り壊しや、所有者が変更になった場合、年内に届け出を行わないと翌年度もその家屋分の固定資産税が課税されますので、ご注意ください。

家屋を取り壊した
(住宅、物置、車庫などを取り壊した)

未登記家屋の所有者が変わった
(売買や贈与により、所有者が変更になった)

建築確認申請書の提出が不要な建築物を
建築した ※登記手続きも行わない場合

年内に「家屋異動申告書」を提出してください
提出先:税務課、山東支所、各市民自治センター
持ち物:印鑑

申告書は市公式ウェブサイトから
ダウンロードできます▶



完成后すみやかに税務課へご連絡ください
固定資産税の課税対象である家屋の場合、
現地調査により評価額の算定を行います。

登記手続きも
お忘れなく!

売買や相続などで固定資産(土地、家屋)の所有者が変更になった場合、登記の変更手続きが必要です。
また、未登記家屋も登記を行ってください。

森林の土地を取得したときは
90日以内に届け出を

☎市 まち保全課 ☎53-5175 FAX 53-5179

「森林の土地の所有者届出書」を提出して
ください

提出先:まち保全課
届出書は市公式ウェブサイトからダウンロード
できます▶



相続等により農地を取得したことを
知った日から10カ月以内に届け出を

☎市 農業委員会事務局 ☎53-5136 FAX 53-5139

「農地法第3条の3の規定による届出書」を
提出してください

提出先:農業委員会事務局
届出書は市公式ウェブサイトからダウンロード
できます▶

